

議案第 29 号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、指定管理者の指定について、次のとおり議会の議決を求める。

平成 25 年 9 月 6 日提出

市川市長 大久保 博

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
市川市文化会館
市川市行徳公会堂
市川市芳澤ガーデンギャラリー及び市川市木内ギャラリー
- 2 指定管理者となる団体
千葉県市川市大和田 1 丁目 1 番 5 号
公益財団法人市川市文化振興財団
理事長 千葉 光行
- 3 指定の期間
平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

理 由

平成26年4月1日から市川市文化会館、市川市行徳公会堂、市川市芳澤ガーデンギャラリー及び市川市木内ギャラリーを管理する指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものである。